

事務所通信

預貯金と相続 -弁護士・税理士のワンストップ・サービス座談会-

事務所通信6号（2015年）で対談した畠間信行税理士と池永知樹弁護士が、旬のテーマで続編をお届けします。

池永：相続財産といえば、不動産と預貯金の二つが主要を占めますが、近年の状況はどうですか。

畠間：国税庁の公表によれば、平成27年の相続財産に占める割合は、不動産が46.2%預貯金が28.9%となっています。



やはり不動産の割合が高いのですが、平成18年は不動産51.5%・預貯金21.7%ですから、傾向としては預貯金の割合が高くなっているといえます。

池永：高い割合を占めてきた預貯金を相続人間でどのように分けるかという問題が、今まで以上に多くなりそうですね。

それから、平成27年1月1日からの相続税増税の影響で、これまで相続税とは無縁だった人が課税対象者になりましたが、実情についてはどうでしょうか。

畠間：おっしゃる通り、平成27年から基礎控除が改正前の60%に縮小されました。

平成26年の課税割合が7.5%で平成27年の課税割合は12.7%なので、割合は、5%ほど増加しました。

課税割合というのは、1年間でなくなった方の内、相続税の納付義務が発生した方の割合を言います。

池永：相続税が増税され、相続財産に占める預貯金割合が大きくなってくると、預貯金をまず払い戻して相続税の支払いに充てるというケースが、今後ますます増えそうですね。

この問題に関連して、昨年平成28年12月19日最高裁判所決定が、相続における預貯金の取扱を大きく変えました。それまでは、預貯金は、全体の遺産分割の解決に長い年月がかかりそうで、相続税捻出などのため早期に預金戻しをしたい場合には、いざとなれば法定相続分に応じて直接金融機関に戻し請求ができます。たとえば、預金が1,000万円あり、相続人が長男と二男の場合、長男と二男が、それぞれ法定相続分に応じて、500万円ずつ直接金融機関に戻し請求ができます。

法 律 講 座 の ご 案 内

「遺言相続基本の『キ』」

日 時：2017年9月7日(木) 13時30分開始

場 所：埼玉東部法律事務所 会議室

講 師：弁護士 根本 明子

参加費：無料



※座席に限りがございますので、参加希望の方はお電話でお申し込みください。
※講座終了後に個別相談を行います。相談希望の方はお電話でお申し込みください。

しかし、新たな最高裁決定によって、このような取扱はできなくなりました。

畠間：そうすると、相続税捻出のためどうしても相続財産の中から預金をまず払い戻ししなければならない場合や、生活費や遺産の管理のために、預金をまず払い戻ししなければならないような場合には、どうしたらいいのでしょうか。

池永：現行法でも、緊急の場合には、全体の遺産分割が未解決であっても、特定の相続人に対して特定の預金を仮に取得させる「仮分割の仮処分の制度がありますが、例外的であります。しかし、本年7月19日朝日新聞報道などによれば、現在、相続制度の見直しを検討している法制審議会が、より一歩進めて、預金の遺産分割前の「仮払い制度」の創設などを盛り込んだ民法改正試案をまとめています。これが実現すれば、相続財産の中から預金をまず払い戻す必要性が高い場合、より柔軟に正面から戻し認められるようになります。今後も最新情報をお伝えしていきたいと思います。

池永：最後に、相続税対策を目的としつつ、預金取得をめぐる相続人間の争いを少なくすることも兼ねて、生前から親の預金を毎年一定額ずつ相続人に贈与していく方法がありますが、これはどのような方法で、どのような点に注意する必要があるのでしょうか。

畠間：相続税対策として贈与が有効である場合があることは、ご存じの方も多いと思います。一年間の贈与が110万円以下であれば、課税されませんので、計画的に継続すれば効果はあるでしょう。

ただし、預貯金の贈与を行う場合ご注意いただきたいポイントがあります。

それは、「贈与をしたつもりなのに贈与になっていなかった」結果、相続財産が減っていないといったケースです。

例えば、預貯金をある程度保有している方（A氏）が孫（B君）に預貯金を贈与しようとしています。

A氏は自分の普通預金から100万円を引き出して、B君名義の定期預金100万円をつくります。これを10年間続けてB君名義の定期預金は1,000万円となりA氏の相続財産は1,000万円減少します。ここだけ見ると相続対策は成功しているようです。

しかし、税務調査の場で「贈与が成立していないから、その1,000万円は相続財産として課税します」と指摘される場合があります。

どの部分が問題かと言いますと、このケース、B君は自分の名義の定期預金があることを知らなかったのです。

贈与は「あげます」「もらいます」という合意契約なのでB君が知らないと贈与不成立となってしまいます。

実際に私が納税者から相談を受けたケースでも、納税者の方は説明は理解しているだけでも「自由にお金を引き出せるようにして、無駄遣いされると困るから通帳は私が管理したい」とおっしゃる方が多いです。この場合も同じ理由で税務調査で否認されることが多いです。預貯金の贈与をお考えの方は、この点に十分注意して下さい。



民法（債権法）改正法が成立しました

このたび、民法のうち債権にかかる条文を中心とする改正法が成立しました。平成16年に口語化されたのを除いては、明治29年に民法が成立して以来の大改正です。平成21年に法制審議会で議論が始まってからおよそ7年を費やしたことになります。

もともと、条文をわかりやすく、かつ、現在の経済情勢を踏まえてアップデートするという目的で始まった改正議論でしたが、研究者、実務家、財界等多数の意見をすり合わせた結果、当初予定されていたような抜本的な改正とまではなりませんでした。そうはいっても、これまでにない大改正であったことに変わりはなく、私たち実務家も改めて知識を研鑽する必要に迫られています。

大改正の中でいくつかある注目すべきポイントのひとつは、消滅時効制度の見直しです。

これまで、原則として10年、商事債権の場合は5年が経過すれば、時効援用の意思表示によって、行使していなかった債権が時効で消滅する制度になっていましたが、改正法により、消滅時効の期間が債権を行使できることを知った時から5年または権利行使可能なときから10年に改められました（不法行為債権を除く）。いまいちわかりづらいですが、この改正の意味は、例えば、人にお金を貸していて、約束の返済日を過ぎたのにそのまま放っておいたという場合、これまで10年たないと時効で消滅しなかったのに、今後は5年たてば時効で消滅してしまう場合がある、ということです。金融機関からの借り入れであっても、家族間のお金の貸し借りでも、同じに扱われます。実質的な消滅時効期間の短縮ですので、今後、個人的な資金といっ

た債権の管理には、いっそうの注意を要することになります。

もうひとつ制度の大改正になるのが、法定利率の見直しです。

従来の制度では、利息が発生するような契約の当事者が特別利率の約束をしなかったときは、法律で年5%の利率と決められていました。お気づきのとおり、この年利5%という数字は、現在の市場金利とはとんでもなくかけ離れているため、結果の不都合が生じることが増えてきました。このたびの改正でこれを3%に引き下げるとともに、3年ごとに経済情勢を反映させて少しづつ変動させることになりました。注意すべきは、この制度が住宅ローンなどで見られるようないわゆる「変動金利」ではなく、その契約で適用される法定利率は利息が発生した時点の法定利率の数字で固定されるということです。例えば、金銭消費貸借契約締結後はじめて利息が発生したときの法定利率が3%だった場合、あとで法定利率が4%に変わっても、その貸金に対する利率はそのあとも3%のまま変わりません。

今回の改正は債権にかかる制度全般にかかるものを対象にしていますので、上記2つのポイント以外にも、保証人保護のための保証制度の見直しだったり、売買契約の売主の責任を制度上再構築するなど、たくさんの変更点があります。

実際の改正法の施行は2020年の1月または4月との情報があり、何らかの対応は必須であると思います。不明な点はぜひ弁護士にお尋ねください。



弁護士：斎藤 耕平

日本百名山を歩いてみる ~白馬三山~

個人的には、白馬大池から白馬岳に登る道は、日本でもっとも眺めのいい道の一つではないかと思っている。少々古い話だが、白馬大池から小蓮華山に向かう風景は、NHKのドラマ「坂の上の雲」のエンディングにも使われた。北アルプスでももっと日本海に近いところなので、真夏でも多くの雪渓が残っており、足下には可憐な高山植物が花を咲かせている。緯度も標高もそれほど高くないにもかかわらず、日本アルプスに高山植物が豊富なのは、冬の季節風により、世界一の強風、多雪地帯であるためだそうである。越中、越後、信濃の境界である三国境を過ぎ、白馬岳の山頂に近くと、遠くに立山、剣岳が望める。白馬岳山頂を越えるとクルマユリ、ハクサンフウロなどの高山植物の花畠があるが、杓子岳への登りにさしかかると荒涼とした岩石地帯となる。杓子岳の東側（長野県側）は目もくらむような絶壁だ。杓子岳を過ぎると、三山最後の白馬鑓ヶ岳である。白馬鑓ヶ岳の山頂から振り返ると、雲海と白馬岳、杓子岳が見えた。

弁護士：川崎 慎一



▲白馬岳山頂から望む剣岳と立山。



◀ミヤマシオガマとタカネツメクサ。

information

法律相談

当事務所では毎日法律相談を実施しています。

当事務所をはじめてご利用される方は、ご相談（30分）無料です（2回目以降のご利用・継続相談の場合は、30分5,000円（税別）を承ります。ただし債務整理のご相談は何度でも無料です）。お気軽にご相談ください。

お電話にてご予約をお願い致します。

◆電話番号◆ 048-965-2600

◆受付時間◆ 9:15～18:00（土日祝日を除く）

◆相談時間◆ 平日 ①10:00～ ②11:00～ ③13:30～ ④14:30～

⑤15:30～ ⑥16:30～

夜間をご希望の方（火・木曜日のみ）

①18:30～ ②19:30～※各相談時間は30分程度を予定しています。



・キッズスペースをご用意しております。お子様連れの方も安心してご相談ください。

・ホームページも充実させておりますので、是非ご覧ください。

・メールでの法律相談受付もしています。ホームページをご確認ください。

埼玉東部法律 検索



〒343-0816

埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階